

東京都総合環境アセスメント試行審査会（第9回）

平成13年3月30日（金）
都庁第一本庁舎33階N6会議室
午後5時開会

小島課長 それでは、まだ永井委員がお見えではございませんけれども、定刻を5分ほど過ぎましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、傍聴の申し出がございまして、現在5名ほどの申し出がございまして。

清水会長 それでは、会議に入ります前に、今の傍聴の希望者のことについてでございますが、特に本日、非公開にすべき事項がございましてでしょうか。

小島課長 特にないと思われまして。

清水会長 それでは、今のお話のような人数でございますので、傍聴人数を特に制限する必要なさそうでございますが、お見えになっている方を入場させていただきます。

（傍聴人入場）

清水会長 それでは、お待たせをいたしました。ただいまから第9回東京都総合環境アセスメント試行審査会を開催いたします。

委員の皆様方には、夕方という時間帯でありまして大変恐縮に存じますが、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

本日は、会議次第にございますように、『「東京都市計画道路幹線街路放射第5号線及び三鷹都市計画道路3・2・2号線」の環境配慮書の答申』について、答申することといたします。

本件につきましては、本総合環境アセスメント試行審査会は、平成12年4月26日、環境局長より諮問第1号として諮問を受けております。

審議にあたっては、私の隣にいらっしゃいます亀山委員を座長とする第一分科会を設けましてご検討いただきました。これまで、審査会自体、それから第一分科会を何度も開催いたしまして、またこの間、都民の意見を聴く会、実施主体の意見を聴く会も開催するなどいたしまして、慎重に審議を重ねてまいりました。その結果をとりまとめてきたわけでありまして。

委員の皆様方におかれましては、この答申の作成にあたり、格別のご協力いただきまして誠にありがとうございました。本日は、その集大成として、お手元にお配りしてありますように答申することといたします。

この答申の内容について、事務局より説明してください。

小島課長 それでは、ご説明申し上げます。

前文につきましては、一昨日開催されましたこの審査会におきまして、読み上げ確認されておりますので、前回の審議より修正された箇所についてのみご説明をさせていただきたいと思っております。

では、お手元の資料1をご覧くださいと思います。『東京都総合環境アセスメント試行審査会 答申「東京都市計画道路幹線街路放射第5号線及び三鷹都市計画道路3・2・2号線」の

環境配慮書について』ということでございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。目次がございますけれども、付記の「今後に向けて」というところで、表題を「計画内容に関する事前調整及び複数案作成の考え方について」ということで、複数案作成の考え方についてを加えてございます。

次に1ページでございますけれども、「答申にあたって」の「環境重視の視点」のところ、上から6行目の部分でございますけれども、「地球環境の制約」という部分を「地球環境面での制約」ということで、「面での」という言葉を挿入しております。

それから、1ページの下のところ「もっぱら」という言葉をとって、下から2行目のところ、「計画をもっぱら環境面から」というところがございますが、この「もっぱら」につきましてはとってございます。

次、2ページでございますけれども、の「今回の試行対象計画について」、これの2行目のところでございますけれども、前は、「可能な選択肢の幅が狭かったように見受けられる」というところがございますが、これを「可能な選択肢の幅が狭くならざるを得なくなり、本制度が安定する」というふうに、ここのところを変えてございます。

次に3ページでございます。「審査結果」、上から7行目のところ、「本審査会としては」の次の行でございますけれども、「事業の実施にかかわる計画を策定する際には」というふうになっていたところを、「基本計画を策定する際には」ということで、「基本」という言葉を挿入してあります。

次に、そこから3行下でございますけれども、「また、基本計画を決定し都民に示す際には」とございますけれども、これは前回「計画決定した際には」というふうにありましたものを、こういう形で訂正するというところで修正されております。

その次4ページをお開きいただけますでしょうか。「環境面からみた計画内容への意見」というところがございますけれども、「1 各案に関する意見 (1) A案について」というふうにございます。まだここに、案の説明と評価につきまして枠が困っておりますけれども、その枠を取っております。これはA案、B案、C案、右のページにいきましても同じでございます。そして前回、放射5号線区間のみについては読めるけれども、三鷹3・2・2の部分については読めない部分があるのではないかというご指摘の中で、放射5号線と三鷹3・2・2号線の部分の書き分けを行っております。これは各案同じでございます。ここの、今のA案につきましては、例えば「放射第5号線区間及び三鷹3・2・2号線区間双方とも」というふうに、「三鷹3・2・2区間」を挿入しております。それからその下のところでも「両区間ともに」というようなことをに入れております。そのような形で、玉川上水の部分、三鷹3・2・2号線の部分を書き分けてございます。B案についても同じでございます。最初のところで、「放射5号線区間については土木遺構としての玉川上水」というふうに入れております。それから3行目、一番下の行のところで「また、三鷹3・2・2号線区間についてもA案に比べ」ということで記述をしております。次に5ページ、上から6行目でございます。のところから4行目のところですが、前は

「A案に比べ 1.5メートル沿道側に広く」というふうにありましたけれども、これは「1.5メートル」を取りまして、「沿道側により広く」というふうに直しております。

次の の3行目の部分に、「玉川上水側に 3.5メートル広く設ける」とありましたけれども、これを「より広く設ける」というふうに訂正されております。それからこの部分でも、放射第5号線区間ということで書き加えております。三つ目の のところでも放射第5号線というふうに言っております。C案につきましても、これはまず枠を取りまして、「放射第5号線区間については、車道を中央に寄せ……三鷹3・2・2号線区間については、A案と同様である」ということで書いております。本計画に関する意見のところも放射5号線部分を書き分けてございます。

次に6ページをお開きいただけますでしょうか。各案の比較でございますけれども、ここにきましても、まず「放射第5号線、三鷹3・2・2号線区間双方とも」ということで加えてございます。それから、このページは一番下の行でございます。「大気環境への影響」の部分でございますけれども、前回、大気環境への影響については、各案の予測評価結果の間に有意な差が見られないため、比較評価は困難であるというところで、ここについてご意見が出されて修正しております。「実施主体の提出した比較評価結果に対して意見を述べることは困難である。」このように訂正をされております。

次に、7ページでございます。第3として「今後の基本計画策定等にあたって配慮を求める事項」、前回はここの8行の部分がございますでしたけれども、「豊かな環境の創造に寄与する行為」の重要性、それから「より一層豊かな環境の創造」と「地域の生活環境への影響軽減」を図るためという趣旨を挿入した方がよいというご意見で、こういう追加がされております。そこだけ読み上げをさせていただきます。

『総合環境アセスメント制度の大きな意義の一つとして、実施主体や住民等関係者が知恵を出し合うことにより、計画の内容を、よりよい環境を創造するものに高めていく可能性をあげることができる。この観点からすれば、技術指針で指摘されている「豊かな環境の創造に寄与する行為」がとりわけ重要となる。』

今回の対象地域にあっては、歴史環境資源、自然環境資源としての玉川上水と一体化した生活が地域環境を構成する重要な要素であることを認識し「より一層豊かな環境の創造」と「地域の生活環境への影響軽減」を図るため、下記の事項について十分に配慮し、より一層環境に配慮した計画の策定に努められたい。』

この部分を新たに加えております。

次に8ページをご覧くださいと思います。上から「その他、配慮を除く事項」の一つ目の の6行目のところですがけれども、「今後」の後に、前回は「事業実施まで」という文言がございましたけれども、これを削除いたしまして「今後、環境影響の予測・評価を行うこと」、この「事業実施」という言葉、これを外した方が適切だろうということで訂正されたところです。8ページ、9ページは、この項目でございます。

次に10ページ、「付記」のところをお開きいただけますでしょうか。先ほど目次のところで

ちょっとご説明させていただきましたけれども、「今後に向けて」の1番「計画内容に関する事前調整」という表題が前回つけられていましたが、前回の審査により、この後ろに「及び複数案作成の考え方について」という文言が表題に加わっております。

次にこの一番下の部分、「3 条例アセス制度との関係について」のところでございますけれども、3行目、前は「決定された計画にどのように」というふうにありましたけれども、ここに「基本」という文言を加えております。

次に、11ページでございますけれども、4(1)の8行目、「プラスの影響についても」ということで、前はここに「環境」という言葉がありませんでしたので、「プラスの環境影響について」ということで加えております。それから、ここから6行ほど下の(2)の4行目ですけれども、「事業内容の具体性の程度が高い以上」と前回ありましたけれども、ここは「高いことから」ということで修正されております。

前回の審査により訂正された箇所は以上でございます。

清水会長 どうもありがとうございました。ただいまお聞きのような修正が行われたわけですが、全体を見て何か特にご意見ございましたらどうぞ。

いろいろ皆様方ご苦心の結果であるわけですが、とりあえずこういうことで、答申ということでやる時期に来たかなと思いますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

清水会長 どうもありがとうございました。それでは、ご了承いただきましたので、これを持ちまして、本審査会に諮問のあった『「東京都計画道路幹線街路放射第5号線及び三鷹都市計画道路3・2・2号線」の環境配慮書』については、このとおり環境局長に答申することといたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中を多大なご尽力を賜りまして本当にありがとうございました。

それではここで、この審査会を私が代表した形になりますけれども、私の方から中野環境局長に答申をお渡しすることにいたします。

それでは、「東京都計画道路幹線街路放射第5号線及び三鷹都市計画道路3・2・2号線」に係る環境配慮書について、平成12年4月26日付けの12環評環第55号諮問第1号によって諮問のありましたこのことについて、当試行審査会の意見は別紙のとおりであります。このことを答申申し上げます。

(答申手交)

清水会長 ここで、中野環境局長からお言葉をいただきたいと思います。

中野環境局長 ただいま放射第5号線三鷹3・2・2号線につきまして試行審査会答申をいただきました。

清水会長をはじめ委員の先生方には、昨年4月の諮問以来、ほぼ1年間の長期にわたりまして

精力的にご審議をいただき、深く感謝いたしております。本当にありがとうございました。

ただいまいただきました答申にも述べられていますように、現在は、まさに環境重視が求められる時代でございます。東京都におきましても、公害防止条例を全面改正した環境確保条例の制定、あるいは自然保護条例の改正など環境保全のための施策を積極的に進めているところでございます。なかでもこの総合環境アセスメント制度は、環境の悪化を未然に防止するための重要な対策の柱の一つだというふうに考えております。

この間、試行審査会における審査の過程におきましても、区長市長の意見、多くの都民の方々の意見の提出がありました。また、審査会における都民意見を聴く会や、実施主体の意見を聴く会などが開催され、大変ご熱心な審査が続けられたというふうに伺っております。一方、実施主体である都市計画局、建設局による住民説明会も開催されたところでございます。

ご案内のように、総合環境アセスメント制度は、他に例を見ないわが国において初めての制度でありまして、実施主体においても、当環境局におきましても、また、当審査会におかれましても初めての試みでもありました。したがって、関係者の関心も非常に高く、また審査過程において、活発かつ貴重な多くの議論が行われたというふうにも伺っております。委員の皆様方には大変ご苦勞も多かったかというふうに推察しております。

当局といたしましては、今後、本日いただきました答申を十分踏まえまして、実施主体に対し、環境保全の視点からの審査結果が計画策定に確実に反映されるよう、しっかりと働きかけていきたいというふうに考えております。

本日、答申をいただいたことで一つの区切りがついたところでありますが、本格実施のための制度の調整につきましてもさらにご審議をお願いしているところであります。今後これらにつきましても、引き続きよろしくご検討のほどをお願い申し上げます。本日は、貴重な答申をとりまとめでいただき大変ありがとうございました。

以上をもちまして、簡単ではございますが、お礼とさせていただきます。大変ありがとうございました。

清水会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事次第には最後に3として「その他」とあるわけではありますが、事務局の方から何かございましたらご発言を願います。

小島課長 それでは、今後の予定等につきまして、2点ほどご説明をさせていただきます。

1点目は、今、局長のごあいさつにもございましたが、試行審査会におかれましては、引き続き、諮問第2号の「試行を踏まえた総合環境アセスメント制度の調整について」のご審議をお願い申し上げます。内容的には、基本的な事項については6月ごろまでに、詳細に関する意見につきましては夏ごろまでをお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、委員の皆様の任期の延長についてでございますけれども、これにつきましては、今の諮問第2号をご審議いただくために、皆様にあと6ヵ月間任期を延長してご承認くださるようお願いをしております。先日ご欠席の委員の方には、本日、机の上に依頼文を置かせていただい

ておりますので、後ほど事務局の方で所要の手続きをお願い申し上げますので、よろしく願いいたします。

事務局の方からは以上でございます。

清水会長 ありがとうございました。そのほか何かご発言がございましたらどうぞ。

特にご発言がなければ、本日の審査会は以上をもちまして終りにしたいと思います。最後に、私、座長を務めさせていただきましたが、司会の不手際その他で、大変皆様方にご迷惑おかけしましたことをお詫び申し上げます。

それから特に、あまり例はないかもしれませんが、この公開で行われました審議には、大変ご熱心に毎回大勢の傍聴の方、つまり地域住民の方々がお見えいただきまして、我々としてもそのご関心の強さに、いわば励まされてと言いますか、激励されて一生懸命審議に努力したということかと思いますが、その辺のことにつきましては、また今後もこの答申の結果などについても十分見守っていただきたいと、こんなふうに思う次第であります。

以上を申し上げまして、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場をしてください。

(傍聴人退場)

清水会長 そのほか事務局から何か連絡事項がございましたらどうぞ。

小島課長 本日、事務局の方で食事を用意させていただいておりますので、後ほど会場を整理してお食事をとりながらご歓談いただけたらというふうに考えております。よろしく願いします。

清水会長 それでは、以上をもちまして終わりにいたします。どうもありがとうございました。

午後5時30分閉会

【資料】 東京都総合環境アセスメント試行審査会 答申

「『東京都市計画道路幹線街路放射第5号線及び三鷹都市計画道路3・2号線』の環境配慮書について」

東京都総合環境アセスメント試行審査会 答申

「東京都市計画道路幹線街路放射第5号線及び三鷹
都市計画道路3・2・2号線」の環境配慮書について

平成13年3月

東京都総合環境アセスメント試行審査会

目 次 -

答申にあたって	1
審査結果	3
第1 地域特性の把握並びに環境影響の予測及び評価	3
1 地域特性の把握	3
2 環境影響の予測及び評価	3
第2 環境面からみた計画内容への意見	4
1 各案に関する意見	4
(1) A案について	4
(2) B案について	4
(3) C案について	5
2 各案を比較した場合の意見	6
第3 今後の基本計画策定等にあたって配慮を求める事項	7
1 沿道環境への一層の配慮	7
2 玉川上水の保全及び緑地空間への適切な対応	7
その他配慮を望む事項	8
計画地の周辺地域における環境影響への配慮	8
計画案の説明について	8

付 記

今後に向けて

1 計画内容に関する事前調整及び複数案作成の考え方	10
について	10
2 都民意見を広く把握する方法について	10
3 条例アセス制度との関係について	10
4 環境配慮技術指針の運用について	11

参考資料

東京都総合環境アセスメント試行審査会委員名簿	15
審議の経過	16

答申にあたって

東京都総合環境アセスメント試行審査会（以下、「審査会」という。）は、平成12年4月26日、「東京都市計画道路幹線街路放射第5号線及び三鷹都市計画道路3・2・2号線」（実施主体；都市計画局・建設局）の環境配慮書について環境保全の視点から審査を行うよう、環境局長から諮問を受けた。

今回の審査は、当該計画を対象に、総合環境アセスメント制度の「試行」として、本格実施に準じた形で総合環境アセスメント制度を適用しようとするものである。

当審査会は、これまで、審査会5回、第一分科会3回を開催し、またこの間、都民の意見を聴く会、実施主体の意見を聴く会を開催するなど慎重に審査を重ね、その結果をとりまとめたので、ここに答申する。

なお、答申するにあたり、次の2点について申し添えることとする。

○ 環境重視の視点

20世紀後半期の我が国は、経済成長・開発優先を基調とする社会であった。その結果として、未曾有の経済的繁栄がもたらされた一方で、市民の身近な場所での様々の公害現象をはじめ、都心のヒートアイランド現象、ひいては地球温暖化現象まで深刻な環境問題が顕在化することになった。

いまや、「開発を前提として、できる範囲で環境に配慮する」という考え方は転換すべきである。地球環境面での制約があることを前提に、人間のすべての活動において環境に配慮することが政策選択の決め手にならねばならず、量的充足を優先する経済成長に偏した価値観を、地球環境への負荷をどれだけ低減できるかという環境重視の方向へ転換する必要に迫られている。21世紀は、環境問題への対応が、我々の行動選択における最重要の要素にならざるを得ないという意味で、まさに環境の世紀なのである。

道路のような最も基本的な都市施設といえども例外ではない。その整備にあたって、環境重視の視点を欠くことができないことは、最近の道路公害訴訟における判例の動向にも明確に現れているところである。

総合環境アセスメント制度は、計画立案の早い段階で、複数の計画案の環境面からの比較評価を行うとともに、これに関する情報を広く公開し、都民意見を聴きながら、計画をより環境に配慮したものに調整していくための仕組みである。

もとより、本制度は、計画を環境面から評価するものであり、事業の必要性自体について直接に政策判断するものではない。

しかし、いまや、開発か環境かの二者択一が問われるのではなく、より高い次元における開発と環境の統合が必要とされる時代であることを強く認識した上で、本制度に基づく環境面からの検討結果を実施主体の意思決定に確実に反映させていく必要がある。

○ 今回の試行対象計画について

今回、環境配慮書において提案された複数の計画案は、いずれも既定都市計画ルート等を前提としたものであるため、可能な選択肢の幅が狭くならざるを得なくなり、本制度が予定する典型的な事例であったとは言い難い。

しかし、そのような厳しい制約が存在する場合であっても、事業実施段階における東京都環境影響評価条例によるアセスメント（以下、「条例アセス」という。）の
手続よりもはるかに前の段階で、複数の計画案の比較検討を行い、環境面からの
評価を明らかにすることを通じて、計画をより環境に配慮したものに調整していく
ことができれば、その意義は大きいと考える。

また本制度においては、都民に対し、都の総合的な施策との関連性なども含めた
「事業の必要性と効果」について、「策定案の検討経緯」とともに、丁寧で説得力
のある説明がなされることが極めて重要である。今回の試行審査手続に際して、審査
会として都民の意見を聴いてきたが、この点に関する実施主体の説明については、
不満の声が大きかったことを付記しておきたい。

なお、今回の事例においては、各案の比較に重点が置かれているが、事業の及ぼ
す環境影響自体の評価の点で、データが十分とはいえない面もあった。

今回の試行を通じて、総合環境アセスメントの制度設計自体についても、いくつ
かの課題が見出されることになった。都民の健康で安全、快適な生活環境を確保す
るため、今後、これらの課題に的確に対応し、総合環境アセスメント制度をよりよ
い制度として確立させるため、審査会として引き続き検討を進めていくとともに、
併せて関係者の努力を期待する。

平成13年3月30日

東京都総合環境アセスメント試行審査会

会長 清水 汪

審査結果

環境影響を予測・評価するための項目の選定及びその予測・評価の方法については、以下に述べるように、玉川上水の歴史的価値の評価などの点で十分でないものがあるが、おおむね環境配慮技術指針（以下、「技術指針」という。）及び環境配慮ガイドラインに沿って行われており、また、複数案の環境面からの比較評価についても、おおむね技術指針に沿って行われているものと認められる。

本審査会としては、実施主体に対し、本総合環境アセスメント手続終了後に、事業の実施にかかわる基本計画を策定する際には、本答申、都民から寄せられた意見等に十分に配慮し、放射第5号線区間、三鷹3・2・2号線区間ともに、より一層環境に配慮した計画の策定に努められるよう要望する。また、基本計画を決定し都民に示す際には、事業の必要性、計画策定の経緯などについて、わかりやすい説明を行うなど、その理解が得られるよう努力されたい。

第1 地域特性の把握並びに環境影響の予測及び評価

1 地域特性の把握

地域特性の把握は、おおむね技術指針に沿って行われている。

なお、本計画において示されている事業内容の具体性の程度が高いことから、地域特性については、より具体的に把握し検証すべきであるとの意見があった。（計画段階における地域特性の把握方法等については、今後、引き続き検討する。付記「今後に向けて」参照）

2 環境影響の予測及び評価

環境影響評価を行うための予測・評価項目の選定、予測・評価及びその手法は、おおむね技術指針に沿って行われている。

ただし、大気汚染の予測・評価に関しては、各案の予測評価結果の間に、明瞭な比較評価を行えるほどの有意な差が見られないため、どの案が大気環境により配慮されているかという評価は困難である。

また、玉川上水の評価に関しては、歴史的価値を有する土木遺構について、十分適切に予測・評価されているとはいえない。都は、玉川上水を史跡指定すべく取り組んでおり、これに関する資料や文献などの十分な調査を行い、玉川上水を「史跡・文化財」に準じるものとして取扱ったうえで適切な予測・評価を行う必要がある。

第2 環境面からみた計画内容への意見

1 各案に関する意見

(1) A案について

放射第5号線区間及び三鷹3・2・2号線区間双方とも、既定都市計画幅員で道路を整備する案である。なお、放射第5号線区間については、土木遺構としての玉川上水及びその緑地空間をそのまま保全し、その脇に接して車道を設ける案である。

本計画案に関する意見は、次のとおりである。

- **沿道側への環境影響の軽減に向けて、一層の対策の検討が必要である。**
両区間ともに、沿道側への配慮として、緑の築堤の設置など、騒音・振動の影響を軽減させるための措置を計画している。しかし、大気汚染等による健康被害を懸念する都民の意見等を踏まえ、その整備の際には、築堤の形態や樹種等に工夫を凝らすなど、沿道側の環境影響の一層の軽減に向けた対策の検討が必要である。
- **玉川上水及びその緑地空間への影響の軽減に向けて、一層の対策の検討が必要である。**
放射第5号線区間については、自動車排出ガスや土壌の乾燥等の影響により、玉川上水の緑地空間の環境が変化する可能性があり、現存する緑地空間内の植生・小動物などへの影響が予測される。その軽減を図るための対策の検討が必要である。
また、自動車走行に伴う玉川上水の素掘りの水路への振動影響について適切に把握し、法面崩落対策など、土木遺構としての歴史的価値を保全するための対策の検討が必要である。
- **玉川上水への近づきやすさ及び現存する遊歩道に対する対策の検討が必要である。**
放射第5号線区間については、現存する玉川上水沿いの遊歩道に関し、車両走行による近づきやすさの低下や車両走行に伴う騒音等の影響による快適性の低下が予測される。このため、玉川上水及びその緑地空間への近づきやすさと快適性を維持するための対策の検討が必要である。

(2) B案について

放射第5号線区間については、土木遺構としての玉川上水及びその緑地空間をそのまま保全し、A案に比べ、沿道側及び玉川上水側に緩衝帯を広く設け、より環境影響の軽減を図る案である。また、三鷹3・2・2号線区間についても、A案に比べ、沿道側に緩衝帯を広く設け、より環境影響の軽減を図る案である。

本計画案に関する意見は、次のとおりである。

- **広い緩衝帯の設置により、沿道側への騒音・振動影響の軽減が予測されるが、A案の場合と同様に、沿道側への環境影響をより軽減するための配慮が必要である。**
両区間ともに、A案に比べ、沿道側により広く設ける緩衝帯は、騒

音・振動の影響軽減により配慮したものである。しかし、大気汚染等による健康被害を懸念する都民の意見等を踏まえ、さらに影響の軽減を図るため、築堤の形態や樹種等に工夫するなど、沿道側の環境影響の軽減に向けた配慮が必要である。

- **広い緩衝帯の設置により、玉川上水とその緑地空間の植生等への影響の軽減が予測されるが、その影響をより軽減するための配慮が必要である。**
放射第5号線区間については、玉川上水側により広く設ける緩衝帯は、自動車走行及び自動車排出ガスなどによる玉川上水の法面やその緑地空間への影響を緩和させ、植生・小動物・生態系などへの影響の軽減が図られるものと予測される。しかし、さらに影響を軽減するための配慮が必要である。
- **玉川上水への近づきやすさ及び緑地空間についての配慮が必要である。**
放射第5号線区間については、現存する玉川上水沿いの遊歩道の快適性や魅力度の向上に配慮されているが、A案の場合と同様に、その緑地空間の快適性の向上や近づきやすさを確保するための配慮が必要である。

(3) C案について

放射第5号線区間については、車道を中央に寄せ、広い歩道内に身近で豊かな緑地空間を設ける案であるが、土木遺構として歴史的価値のある玉川上水を暗きょ化する案である。また、三鷹3・2・2号線区間については、A案と同様である。

本計画案に関する意見は、次のとおりである。

- 放射第5号線区間については、他案に比べ公害系項目である騒音・振動による沿道環境への影響が軽減されることが予測され、新たな緑地空間・親水空間が創造される。
- しかし、現存する自然環境が消失するほか都が史跡指定を目指している玉川上水を暗きょ化する案であり、都の「歴史環境保全地域」指定の趣旨とも合致しない。

2 各案を比較した場合の意見

各案を環境面から比較した場合の意見は、次のとおりである。

- A案よりB案の方が、環境影響が軽減される可能性がある。
- C案は、玉川上水の「歴史環境保全地域」指定の趣旨等と合致しない。

B案は、道路断面構成の基本的パターンがA案と同様であるが、沿道側と玉川上水側とにより広い緩衝帯が設置される。放射第5号線区間については、当該緩衝帯の設置により、現存する玉川上水の緑地空間への影響が緩和され、植生・小動物・生態系などへの影響が軽減される可能性がある。また、放射第5号線区間、三鷹3・2・2号線区間双方とも、A案に比べ沿道側への騒音・振動の影響が軽減される可能性もある。

C案は、放射第5号線区間については、他案に比べ沿道側への騒音・振

動の影響が軽減される可能性があるが、当該区間における玉川上水の暗きょ化とその周辺の緑地空間の消失は、都が玉川上水の史跡指定を目指しているという施策の方向性及び都の「歴史環境保全地域」指定の趣旨と合致しない。

なお、大気環境への影響については、各案の予測評価結果の間に有意な差が見られないため、実施主体の提出した比較評価結果に対して意見を述べることは困難である。

第3 今後の基本計画策定等にあたって配慮を求める事項

総合環境アセスメント制度の大きな意義の一つとして、実施主体や住民等関係者が知恵を出し合うことにより、計画の内容を、よりよい環境を創造するものに高めていく可能性をあげることができる。この観点からすれば、技術指針で指摘されている「豊かな環境の創造に寄与する行為」がとりわけ重要となろう。

今回の対象地域にあつては、歴史環境資源、自然環境資源としての玉川上水と一体化した生活が地域環境を構成する重要な要素であることを認識し、「より一層豊かな環境の創造」と「地域の生活環境への影響軽減」を図るため、下記の事項について十分に配慮し、より一層環境に配慮した計画の策定に努められたい。

1 沿道環境への一層の配慮

大気汚染、騒音・振動による都民の健康への影響が可能な限り軽減されるよう、その対策を検討されたい。

2 玉川上水の保全及び緑地空間への適切な対応

都が玉川上水の史跡指定を目指していることや「歴史環境保全地域」に指定した経緯を再確認するとともに、都における既存の調査資料等の十分な検討を踏まえたうえで、次の点に配慮されたい。

(1) 玉川上水の保全

歴史的価値のある土木遺構の保全のため、自動車走行に伴う振動影響による法面崩落対策などについて配慮されたい。

また、現存する玉川上水の緑地空間における植物等の生育環境の保全などに配慮されたい。

(2) 良好な空間創出への努力

沿道側及び玉川上水側双方の、緩衝帯や玉川上水と調和した遊歩道の整備等について、近づきやすさや快適性の一層の向上を図るなど、より良好な空間創出へ向けて努力されたい。

(3) 緑地空間の整備・保全に係る協働の推進等

実施主体のみならず都全体の課題として、樹木の根が法面の崩落を進めていることなどを考慮した玉川上水の素掘りの水路を保全するための対策、玉川上水周辺へのゴミの不法投棄の防止策、玉川上水と緑地空間の保全に係る行政と地域住民との協働の推進などについて検討されたい。

その他配慮を望む事項

計画地の周辺地域における環境影響への配慮

対象区域ではないが、本計画の実施により環境影響を受けるおそれがあるとして、中央道との重複区間及び甲州街道との合流地点については、多くの都民意見が寄せられた。

これらの地域については、本計画区間の整備による環境影響が懸念されるため、今後、環境影響の予測・評価を行うことが望ましい。（「環境影

響を受けるおそれのある地域」をどの範囲まで設定すべきかについては、今後、引き続き検討する。付記「今後に向けて」参照)

計画案の説明について

● 事業の必要性等の説明について

環境配慮書でも触れられてはいるが、都民が計画段階で、事業の必要性等を理解するためには、広域的な視点及び地域的な視点からのより具体的でわかりやすい情報の提供が重要である。

(広域的な視点から見た場合)

広域的な視点からは、道路ネットワークが不十分であることによる具体的問題点と、その整備による走行時間短縮や円滑な交通流による環境負荷の低減の効果など

(地域的な視点から見た場合)

地域的な視点からは、地域の道路の混雑状況、交通事故発生状況、通勤・通学路の状況、地域コミュニティ等の変化と改善の見込み、当該地域への物品搬送機能、公共交通の導入、地域全体の安全性・快適性の向上など

● 計画策定プロセス等の説明について

計画策定にあたっては、どのような検討経過をたどり、計画策定に至ったのか、より丁寧な説明が求められる。

今回の計画については、ルート変更の可能性はなかったのか、また、環境配慮書に触れられてはいるが、地下(トンネル)案、掘割案などが、検討過程でなぜ不採用となったのかについてのより具体的でわかりやすい情報の提供が重要である。

本制度においては、手続を通じて、計画策定プロセスの透明化が図られることに大きな意義がある。

そのため、本制度上は審査対象ではないが、都の総合的な施策との関連性なども含めた事業の必要性等について、その計画策定プロセスとともに、都民等に、丁寧で説得力のある説明がなされることが重要である。

審査会としては「実施主体の意見を聴く会」において環境配慮書を補足する形で説明を受けたが、今後、基本計画を決定し都民に示す際には、事業の必要性や計画決定に至った経緯などの説明を十分に行うことが望ましい。

付 記

今後に向けて

この度の環境配慮書の審査を進めていくにあたり、手続面及び技術面において、その一部につき、内容的な調整が必要と考えられる事項が見られた。

これらについては、本審査会に諮問されている「試行等を踏まえた総合環境アセスメント制度の調整について」に相当する課題として、引き続き本審査会において検討することとする。

1 計画内容に関する事前調整及び複数案作成の考え方について

本制度は、計画の早い段階において複数案を作成して比較検討する制度であることから、当該計画の実施にあたって必要とされる他の規程等に基づく調整が行われていない場合が多いと想定される。しかし、計画案の策定に際しては、当該計画が採用可能な案であることの前提として、事前の調整が必要な場合も考えられる。

計画案の策定にあたって関係部局間等でどの程度事前の調整を図っておくべきかについて、より環境に配慮した採用可能な幅の広い複数案作成の考え方と併せ、検討する必要がある。

2 都民意見を広く把握する方法について

計画段階でのアセスメントである本制度においては、事業の実施による環境影響を、直接の事業実施予定地域のみならず、広域的な環境影響の観点からも考えていくことが重要である。

環境により配慮した計画の実現のため、環境配慮書の内容について都民に広く情報提供する方法を含め、より広範でかつ多様な意見を把握する方法を検討する必要がある。

3 条例アセス制度との関係について

条例アセス制度においては、本制度と類似、重複する要素も見られるため、本制度の手続で得た情報を条例アセス制度で活用していくことを検討する必要がある。

また、本制度による手続終了後、審査結果が、決定された基本計画にどのように反映されたかについて把握する仕組みは、現在の試行のための規程上はない。この取扱いについて、本制度による手続終了後に実施される条例アセス制度との関係を含め、検討する必要がある。

4 環境配慮技術指針の運用について

技術指針の運用に関して、以下の点について検討を要する。

なお、検討にあたっては、本制度における予測評価手法等のスコーピングのあり方を念頭において、行う必要がある。

(1) 「環境影響地域」設定の運用方針について

環境影響地域の設定については、本制度の技術指針において規定されているが、実際の事例への適用に際してはどの地域まで対象とするかについての基本的考え方をさらに整理する必要がある。

本制度は、計画段階のアセスメントであることから、当該事業により著しい環境影響が及ぶおそれのある地域については、事業実施予定地域だけではなく、より広範囲にその影響を把握することが望ましい。また、当該事業実施によるマイナスの環境影響だけではなく、プラスの環境影響についても把握する必要がある。

これらのことから、環境影響地域の設定について、今後、検討する必要がある。

(2) 「地域特性の把握」方法の運用方針について

本制度における地域特性の調査方法については、既存の文献や資料の収集を基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととしている。

しかし、今回対象とした計画については、事業内容の具体性の程度が高いことから、地域特性についても、より具体的に把握し検証すべきであるとの意見があった。

計画の内容や熟度、事業実施予定地域の状況などにより、計画段階で把握しなければならない地域特性及びその手法は異なると考えられる。

このため、条例アセス制度との関係を含め、今後、検討する必要がある。

(3) 予測・評価について

計画の内容や熟度に応じた予測・評価の項目選定、予測・評価の方法及び比較評価の手法について、さらに検討する必要がある。